

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 選挙活動 | 政治活動と選挙運動を知る「トーク&トーク」(回答例)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[🔍 キーワード検索はこちら](#)

政治活動と選挙運動を知る「トーク&トーク」(回答例)

政治活動と選挙運動を知る「トーク&トーク」 ～グループで話し合ってみましょう～ (回答例)

A 「政治活動」と「選挙運動」の違い

- **政治活動**
政治上の主義主張、政策の推進などを目的に行う活動
 - **選挙運動**
特定の選挙で、特定の候補者の当選を得させるために、有権者に働きかける行為
2. 活動期間について
政治活動は自由ですが、選挙運動は選挙運動期間（立候補届出～投票日前日）にしかできません。
 3. 行動（行為）に対する事項
選挙運動は投票依頼を伴う行為です。

B 事前の準備行為

- ①立候補のための準備行為
労働組合が特定の候補予定者を推薦したり、町内会に推薦を打診したりする行為など。
- ②選挙運動のための準備行為
選挙運動器材の作成準備、運動員・事務員の依頼など。

C 政治活動を行う団体名

【**政党**】
所属する国会議員の数または直近の国政選挙における得票率について一定以上の要件を満たす政治団体です。企業・団体からの寄附の受入などについて、優位な地位が認められています。

【**政治資金団体**】
政党のために資金援助することを目的とした団体で、政党が1団体に限り指定できます。

【**後援団体**】
政治団体のうち、特定の公職の候補者を推薦することを主たる目的とするもので、いわゆる議員（候補者）の後援会がこれにあたります。

【**資金管理団体**】
政治家のために政治資金の提供を受け、政治家の政治資金を取り扱う政治団体です。政治家が代表者である後援団体のうちから1団体に限り指定することができます。

【**国会議員関係団体**】
国会議員またはその候補者が代表者である政治団体、国会議員またはその候補者を支援することを本来の目的としている政治団体で寄附に関する税の優遇措置を受けるものがこれにあたります。選挙区を単位とする政党の支部で、国会議員が代表者であるものもこれにあたります。

【**その他の政治団体**】
例えば、労働組合がつくる政治団体など、上記の政治団体以外の政治団体もあります。

D 選挙の公示（告示）前の留意すべき事項

特定の候補（予定）者の名前を有権者に知らせるだけでも、相手が投票の依頼と受け止めてしまうと選挙運動にあてはまる場合があります。
選挙運動に該当しない政治活動でも、選挙前の一定期間は個人ポスターの掲示は禁止されます（政党の演説会告知ポスターは可）。

E 違反行為7項目

1. 事前運動の禁止
2. 戸別訪問の禁止

3. 買取供应の禁止
4. 文書図画の禁止
5. 飲食物提供の禁止
6. 18歳未満の選挙運動の禁止
7. 氣勢を上げる行為の禁止

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.